

## 「草加市まちかど観光案内所」募集要項

平成26年に草加松原が「おくのほそ道の風景地」の一部として国指定名勝となったことを契機に草加市観光協会では、観光客に対する観光情報の提供を行う手段、まちなかで気軽に立ち寄ることができる拠点として「草加市まちかど観光案内所」を設置しています。できるだけ多くの観光客の方に身近な場所でPRの機会を増やすためにも多くの店舗・施設の皆様にご協力をいただきたいと思います。

事業の趣旨に賛同し、ご登録いただける店舗・施設を随時募集しております。

### 草加市まちかど観光案内所

#### ●草加市まちかど観光案内所になると

1. ホームページ等であなたのお店の情報を発信します。
2. 草加市観光協会主催イベント及び市内観光パンフレット等のチラシを店頭にご置くことで、来店者数の増加が見込まれます。
3. 草加市観光案内所であなたのお店をご案内します。

#### ●草加市まちかど観光案内所をお願いすること

1. 室内に市内観光マップ・パンフレット・チラシ等の配布をしてください。
2. 目印として店頭にのぼり棒もしくはポスターの設置をしてください。
3. 可能な範囲で市内観光情報や道案内のサービスを提供してください。

#### ◆対象店舗・施設

市内宿泊施設、飲食店、小売店、商店街、大規模店舗、交通事業者、公衆浴場等

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する店舗・施設は対象外です。

#### ◆店舗の負担費用について

ございません。

#### ◆運営（メンテナンス）について

観光マップ・パンフレット・チラシ等が不足した場合は、店舗・施設から依頼をいただければ、観光協会事務局が補充します。

◆ 登録・取消方法

「草加市まちかど観光案内所」募集要項を確認のうえ登録申込書をFAX・メール・郵送・持参のいずれかでお申し込みください。申込書受領後、承認の可否について、担当者からご連絡させていただきます。

FAX : 048-922-3406

Mail : bunkakanko@city.soka.saitama.jp

郵送・持参先 : 草加市高砂1-1-1 草加市役所本庁舎 6階

草加市観光協会事務局（市文化観光課内）

※ 登録後の取消の場合については、取消申出書を上記いずれかの方法でご提出ください。登録店舗が閉業となった際についても、取消したものとしてみなします。取消申出書受領後、貸与した物品の返却手続きを行います。

◆ 募集期間及び登録期間

登録申込は随時承ります。取消のお申し出がない限り、自動継続です。

◆ お問い合わせ先

草加市観光協会事務局（市文化観光課内）

電話 : 048-922-2403